

要 望 書

公益社団法人 千島齒舞諸島居住者連盟

北方領土の早期一括返還、元居住者の
の権益の保護及び後継者の育成強化
について、早急に次の措置を講ぜら
れるよう、要望いたします。

平成 28 年 4 月

公益社団法人千島齒舞諸島居住者連盟

理事長 脇 紀 美 夫

私達北方四島の元居住者は、ソ連の不法占拠によって故郷の島々を追われ、それまでに築き上げてきた生活や財産の全てを失いました。

私達は、裸同然での引き揚げを余儀なくされて以来、今日に至るまでの長い年月、筆舌に尽し難い苦難の道を歩みながら、北方四島の日も早い祖国復帰を一心に願い、北方領土返還運動の先頭に立って、その使命を果たして参りました。

しかしながら、北方領土問題はいまだ解決の兆しすら見えない状況にあり、懐かしい故郷の土を踏むことなく他界する同胞が増える中で、私達の疲労と焦燥は募るばかりとなっています。

私達元居住者は、71年にも及ぶ長い間、故郷の島々に残してきた財産の利活用はもとより、その保全すらできないという状況にあることに加え、逐年高齢化が進行する中で、これからの返還運動を担っていく後継者の育成が急務となっているなど、極めて厳しい状況に置かれています。

どうか、私達元居住者の切なる心情とその置かれてきた特殊な立場を十分御理解頂き、早急に次の措置を講ぜられるよう、強く要望いたします。

北方領土の早期一括返還等に関する要望

1 北方領土の早期一括返還について

元居住者の悲願である北方領土の早期一括返還実現のため、国民世論の更なる結集と国際世論の喚起を図るとともに、従来にも増して強力な外交交渉を進めること。

2 自由訪問事業の円滑な実施について

高齢化している元居住者の現状に鑑み、円滑な事業の実施を図ること。特に、北方四島交流等船舶「えとぴりか」の運航については、事業の実施に支障のないよう最大限の安全性を確保すること。

3 自由訪問対象者の拡大について

元島民とその配偶者の参加が減少している現状に鑑み、現在、同行者として認められている「元島民の子の配偶者、孫及び孫の配偶者」を自由訪問の対象者とする事。

4 北方領土墓参の円滑な実施について

北方領土墓参は、人道上の観点から実施されているものであり、今後ともその円滑な実施を図ること。

5 北方四島との交流事業の推進について

相互理解と友好を深め、北方領土問題解決への環境づくりを進めるため、本来目的に沿った交流事業の推進を図ること。

元居住者の権益の保護等に関する要望

1 財産権の不行使に対する補償について

北方領土に残してきた財産については、71年に亘り財産権を行使することができない状態に置かれていることに鑑み、不動産に係る所有権及び賃借権の不行使に対する損失について、早急に元居住者の要望に沿った直接的補償措置を講ずること。

2 北方地域旧漁業権に対する補償について

北方地域の旧漁業権に対する補償については、北方地域漁業権補償推進委員会が補償措置を要望しているが、元居住者の多くが旧漁業権者であること、また、逐年高齢化が進行していることに鑑み、早急に補償措置を講ずること。

3 残置不動産の保護等について

元居住者の残置不動産の現況を把握し、その保全措置を講ずること。

また、北方領土の返還を踏まえ、国としての残置不動産の処理方策を示すこと。

4 北方領土における共同経済活動について

北方領土における共同経済活動の検討に当たっては、日本の法的立場を害さないこと

また、元居住者の財産権が侵害されることがないように適切な措置を講ずること。

5 北方領土への外国企業進出等の防止について

北方領土への外国企業の進出及び周辺海域での漁獲操業は、日本の主権及び元居住者の財産権を侵害するおそれがあるので、このような事態の発生防止を図ること。

後継者の育成強化に関する要望

- 1 後継者の組織活動に関する事業の支援について
後継者組織の活性化と後継者相互の連帯意識の醸成を図るための事業に対し、引き続き支援措置を講ずること。
- 2 後継者が実施する事業の支援について
後継者が自ら企画し、実施する返還運動に関する事業に対し、引き続き支援措置を講ずること。
- 3 北対協融資制度の充実について
平成8年10月に借入資格を譲る「生前承継」が創設され、平成20年4月には「死後承継」が可能になったところであるが、承継対象者は、同居等の子又は孫のうち一人に限る（子又は孫に融資資格者がいる場合は除く）とされていることから、元島民の子又は孫の全ての者に承継が認められるよう、要件緩和を図ること。